目黒区福祉のまちづくり整備要綱

(平成2年2月27日付け目厚障第322号)(平成9年4月1日付け目福障第601号)(平成13年1月1日付け目健障第642号)

(平成21年10月1日付け目健障第4952号)

(令和3年4月1日付け目都建第1595号)

(令和6年4月1日付け目都建第950号)

(目的)

第1条 この要綱は、東京都福祉のまちづくり条例(平成7年東京都条例第33号。以下「条例」という。)が適用されない共同住宅の整備に関し、障害者や高齢者等を含むすべての区民が、安全で快適に、かつ容易に施設を利用できるようにするため、施設の整備基準を定め、建築主等の関係者の理解と協力を得て、施設の整備および改善を進めることにより、目黒区福祉のまちづくりを推進することを目的とする。

(対象施設)

- 第2条 この要綱は延床面積が500㎡を超え2,000㎡未満の共同住宅(以下「対象施設」 という。)について適用する。
- 2 国、都道府県、区市町村及び区長が定める公共団体が設置する共同住宅については、この要 網は適用しない。

(整備基準)

第3条 対象施設の整備基準は、別表「福祉のまちづくり整備基準」によるものとする。ただし、 対象施設の位置、土地の形状その他の事情により「福祉のまちづくり整備基準」によることが 困難であると認める場合には、補助手段の採用その他の代替え措置によることができるものと する。

(整備の推進)

- 第4条 対象施設の建築主等(以下「建築主等」という。)は、対象施設を新築、増築又は改築 しようとする場合は「福祉のまちづくり整備基準」に適合するよう施設の改善に努めるものと する。
- 2 対象施設の所有者及び管理者は、既設の施設についても、可能な限り「福祉のまちづくり整備基準」に適合するよう施設の改善に努めるものとする。

(届出)

- 第5条 建築主等は、対象施設を新築し、増築し又は改築しようとする場合は、その計画について「福祉のまちづくり整備基準」に適合するよう配慮し、その結果を福祉のまちづくり整備届出書(別記第1号様式。以下「届出書」という。)により区長に届け出るものとする。
- 2 建築主等は、前項の規定により届出を行う場合には「届出書」に整備項目表(別記第2号様式)及び整備箇所を明らかにした図面等を添付の上、正副2通を区長に提出するものとする。
- 3 届出書の提出は、工事に着手する日の30日前までに行うものとする。
- 4 区長は、第1項の規定による届出があった場合は、必要に応じて建築主に助言等を行うものとする。

(対象施設以外の建築物に対する配慮)

第6条 建築主等は、対象施設以外の建築物を新築し、増築し、又は改築しようとする場合においても、「福祉のまちづくり整備基準」に適合するよう施設の整備に努めるものとする。

(報告及び確認)

- 第7条 建築主等は、工事が完了したときは、福祉のまちづくり整備工事完了届(別記第3号様式)により区長に報告することができる。
- 2 区長は、前項の規定による報告を受けたときは、届出書記載のとおり施設が整備されているかどうかについて整備箇所の確認を行うものとする。
- 3 前項の規定による確認は、建築主等及び関係者の協力を得て、対象施設、対象施設敷地及び工事現場等に立ち入って行うことができるものとする。

(標示及び周知)

- 第8条 建築主等は、「福祉のまちづくり整備基準」に適合させているときは、区長に対し、障害者及び高齢者等が容易に利用することができる施設であることを示す旨のシンボルマーク(別記第4号様式)の交付を請求することができる。
- 2 シンボルマークの交付を受けた建築主等は、当該シンボルマークを施設の見やすい位置に標示することができる。
- 3 区長は、対象施設の整備状況について広報等を通じて、区民へ周知することができる。 (相談および指導)
- 第9条 区長は、「福祉のまちづくり整備基準」に基づき対象施設を新たに設け、又は改善し、 若しくは維持しようとする者の相談に応じ必要な指導を行うものとする。
- 2 第7条3項の規定は、前項の規定による指導について準用する。 (その他)
- 第10条 第2条2項の区長が定める公共的団体は、日本道路公団、首都高速道路公団及び地方 道路公社ならびに地方公共団体の組合とする。

(委任)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

付則

この要綱は、平成2年10月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の目黒区福祉のまちづくり整備要綱により作成した様式で現に用紙が残存するものは、必要な補正を加えたうえでなお当分の間使用することができる。

付 則

この要綱は、平成13年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の目黒区福祉のまちづくり整備要綱により作成した様式で現に用紙が残存するものは、必要な補正を加えたうえでなお当分の間使用することができる。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の目黒区福祉のまちづくり整備要綱により作成した様式で現に用紙が残存するものは、必要な補正を加えたうえでなお当分の間使用することができる。

別表 福祉のまちづくり整備基準

	まちづくり整備基準
整備項目	整備基準
1 敷地内の	道路から主要な出入口に至る通路のうち1以上は、次に定める構造とすること。
通路	(1) 有効幅は、1.2メートル以上とすること。
	(2)段差を設けないこと。ただし、8の項に定める構造の傾斜路を併設している
	場合又は機械式昇降装置を設置している場合は、この限りでない。
	(3)表面は、滑りにくい仕上げとすること。
2 駐車場	(1) 駐車場を設ける場合は、1以上の駐車施設を障害者のための駐車施設として
	次に定める構造とすること。
	ア 幅は、3.5メートル以上とすること
	イ 当該駐車施設から建築物までの経路ができるだけ短くなる位置に設けること。
	ウ 当該駐車施設の位置を表示するとともに、経路について誘導表示を行うこと。
	(2) 障害者のための駐車施設から建築物の出入口までの通路は、次に定める構造と
	すること。
	ア 有効幅は、1.2メートル以上とすること。
	イ その他の事項については、1の項(2)及び(3)に規定する整備基準を準用
0 111 =	する。
3 出入口	屋外へ通ずる主要な出入口のうちの1以上は、次に定める構造とすること。
(主要な出入	(1) 有効幅は、80センチメートル以上とすること。
口)	(2)戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構
	造とすること。
	(3)床面には、障害者、高齢者等の通行の支障となる段差を設けないこと。
	(4)床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
4 出入口	屋外へ通ずる出入口(主要な出入口を除く)及び駐車場へ通ずる出入口ならびに不
(その他の出	特定かつ多数の者が利用する各室の出入口のうちのそれぞれ1以上は、次に定める構
入口)	造とすること。
	(1) 有効幅は、80センチメートル以上とすること。
	(2)戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構
	造とすること。
	(3) 床面には、障害者、高齢者等の通行の支障となる段差を設けないこと。
	(4)床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
5 廊下	3の項又は4の項に定める構造の各出入口から不特定かつ多数のものが利用する
(屋内通路)	室に至る経路のうち、それぞれの1以上の経路における廊下は、次に定める構造とす
	ること。
	(1)有効幅は、1.4メートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合
	は、1.2メートル以上とすることができる。この場合、要所に車いすが転回で
	きる構造の部分を設けること。
	(2)床面には、段差を設けないこと。ただし、8の項に定める構造の傾斜路を併設
	している場合又は機械式昇降装置を設置している場合は、この限りでない。
	(3) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
6 階段	階段は、次に定める構造とすること。
	(1) 主要な階段には、回り段を設けないこと。
	(2) 手すりを設けること。
	- (2) テクラを取りること。 - (3) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
	(4) 踏面は、視覚障害者が識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とす
	(4) 増加な、沈見障害有が戦別しくすべものとし、かり、りよりさにくど情趣とすること。
7 エレベー	□ るここ。 直接地上へ通ずる出入口を有する階以外の階を不特定かつ多数の者が利用する場
ター	直接地上へ通りる出入口を有りる階以外の階を不特定がつ多数の有が利用りる場 合は、その階に通ずるエレベーターを設け、次に定める構造とすること。ただし、当
J —	
	該階において提供できるサービス又は販売される物品を障害者、高齢者等が享受又は
	購入できる措置を講じる場合はこの限りではない。

	(1) かごは、奥行き1.15メートル以上とし、かご内及び昇降ロビーには、障害							
	者、高齢者等が支障なく利用できる構造とする。							
	(2)かご及び昇降路の出入口の有効幅は、それぞれ80センチメートル以上とする							
	こと。							
	(3)乗降ロビーは、車いすが転回できる構造とすること。							
8 傾斜路	傾斜路は、次に定める構造とすること。							
	(1) 有効幅は、屋内にあっては、1.2メートル以上、屋外にあっては1.35メー							
	トル以上(敷地の状況等によりやむを得ない場合は、1.2メートル以上)とす							
	ること。							
	ただし、段を併設する場合は90センチメートル以上とすることができる。							
	(2) こう配は、屋内にあっては12分の1以下、屋外にあっては20分の1以下と							
	すること。ただし、屋内、屋外とも傾斜路の高さが16センチメートル以下の場							
	合は8分の1以下、屋外において傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合							
	又は敷地の状況等によりやむを得ない場合は12分の1以下とすることができ							
	る。							
	(3) 高さ75センチメートル以上を超える傾斜路にあっては、高さ75センチメー							
	トル以内ごとに長さ1.5メートル以上の踊り場を設けること。							
	(4) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。							
	(5) 必要に応じ、手すりを設けること。							
	(6) 傾斜路の面は、視覚障害者等が識別しやすいものとすること。							
9 表示•誘導	案内表示、視覚障害者誘導用床材、音声誘導装置等により、障害者、高齢者等の利							
	用に配慮した標示、誘導又は注意喚起を行うこと。							

福祉のまちづくり整備届出書									
					年		月	日	
目黒区	長 様								
			住所						
		届出者	皆 氏名						
			電話						
目	黒区福祉のまちつ	づくり整備要綱第5条第1	1 項の規定	どに基づ	き、届	出ます。			
建築物	勿名称								
建築場所		目黒区							
74. 6分	住 所								
建築主	氏 名								
設計者	住 所								
	氏 名	連絡先							
	主な用途		階	数	地上	隆	长、地下	路	
建築物	敷地面積	m²	構	造					
概要	建築面積	m²	延床	延床面積				m²	
	工事種別	新築・増築・改築	工事刊	定日					
整備箇所	(注)整例	備項目表に基づき該当する	る項目にす	エック	してく	ださい。			
□1. 敷地内の通路		□2. 駐車場			3. 出力	(口(主要	東な出入口	1)	
□4. 出入口		□ 5. 廊下(敷地内通路) □ 6. 階段							
□7. エレベーター		□8. 傾斜路).表示 	示・誘導			
*受理年月日			*届出	(受理)	番号	第		号	

^{*}印の欄は記入しないでください。

届 出 に 必 要 な 添 付 書 類(各2部)

- (1) 整備項目表(第2号様式)
- (2) 案内図(方位・道路・及び目標となるものを明示)
- (3) 配置図(縮尺・方位・敷地境界線・敷地内各建築物位置・敷地に接する道路の位置・各地 盤面の計画高さ・アプローチ・付帯駐車場を明示したもの)
- (4) 各階平面図(縮尺・方位・寸法・間取・各室の用途、出入口及び整備箇所を明示したもの)
- (5) その他区長が特に必要と認める図書
- ※ 整備項目表に記した寸法や整備事項を、配置図・平面図等に明示してください

整備項目表

整備項目		整 備 内 容	適合	緩和	審査		
1 敷地内の 通路	(1) 有効幅の確保 [1.2 m 以上]			_	適・否		
	(2) 段差を設け	ない*		有	適・否		
	(3) 表面の滑り	にくい仕上げ		_	適・否		
	(1) 障害者の	ア 幅の確保 [3.5m以上]		<u> </u>			
	ための駐車施設	イ 建築物までの経路ができるだけ短くなる位置		<u>—</u>	適・否		
2 駐車場		ウ 位置の表示および経路の誘導表示		_			
乙 紅牛物	(2) 駐車施設 から建築物 の出入口ま	ア 有効幅の確保 [1.2m以上]		<u>—</u>			
		イ 段差を設けない		_	- 適・否		
	での通路	ウ 表面の滑りにくい仕上げ		_			
	(1) 有効幅の確	保 [0.8m以上]		_	適・否		
3 出入口(主	(2) 自動又は車	いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸		_	適・否		
要な出入口)	(3) 通行の支障	となる段差を設けない		_	適・否		
	(4) 床表面の滑	りにくい仕上げ		_	適・否		
	(1) 有効幅の確	保 [0.8m以上]		_	適・否		
4 出入口	(2) 自動又は車	いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸		_	適・否		
(その他の 出入口)	(3) 通行の支障		_	適・否			
щ/ • • • •	(4) 床表面の滑	りにくい仕上げ		_	適・否		
	(1) 有効幅の確	保 [1.4m以上]又は[1.2m以上かつ転回可能]		_	適•否		
5 廊下 (屋内通路)	(2) 段差を設け	ない*		有	適・否		
()主(1)地區)	(3) 床表面の滑	りにくい仕上げ		_	適・否		
	(1) 主要な階段	に回り段がない		_	適・否		
o riken.	(2) 手すりの設	置		_	適・否		
6 階段	(3) 床表面の滑	りにくい仕上げ		_	適・否		
	(4) 踏面の識別	の配慮、つまずきにくい構造		_	適・否		
	(1) 奥行き[1.	15m以上]かつ支障なく利用できる構造		_	適・否		
7 エレベー	(2) 出入口の幅	の確保 [0.8m以上]		_	適・否		
<i>y</i> –	(3) 乗降ロビー		_	適・否			
8 傾斜路	(1) 有効幅の確		有	適・否			
	(2) こう配の確	保 [1/1 2以下*]		有	適・否		
	(3) 高さ75cm	n 超の場合の踊り場の確保 [1.5m 以上]			適・否		
	(4) 床表面の滑	りにくい仕上げ			適·否		
	(5) 手すりの設	置			適·否		
	(6) 傾斜路の面の識別への配慮				適・否		
9 表示·誘導	(1) 有標示、誘	導、注意喚起をおこなう			適•否		

- 注意 1 二重線の枠内に整備基準の適合項目にチェックしてください。(※審査欄は職員が記入しますので、記入不要です。)
 - 2 整備内容欄の[]内は整備基準の数値を示しています。
 - (* のあるものは、整備基準にただし書き等の緩和があります。緩和適用の場合は、チェック欄「有」にまるを付けてください。)

		福祉のまちづく	くり整	備工事	完了周	計			
	E IV				年		月	日	
目黒区	長 様								
			住瓦	f					
		届出者	氏名	<u></u>					
			電話	舌					
	黒区福祉のま 出ます。	ちづくり整備要綱第7条第1	1 項の規	定に基づ	き、建	築物の二	工事を完了し	したの	
建築物	名称								
建築	場所	目黒区							
建筑子	住 所								
建築主	氏 名								
⇒n. ⇒1. ±4.	住 所								
設計者	氏 名	連絡先							
建築物	主な用途		階	数	地上		階、地下	階	
概要	敷地面積	m²	構	造					
似 女	建築面積	m²	延床	面積				m²	
工事	種 別	新築・増築・改築							
工事完了日									
整備箇所	(注)	整備項目表に基づき該当する	る項目に	チェック	してく	ださい。			
 □1. 敷地内の通路		□2. 駐車場		□3.	出入口	(主要	な出入口)		
□4. 出入口		□5.廊下(敷地	内通路)	□ 6.	階段				
□7. エレベーター		□8. 傾斜路		□ 9.	表示・	誘導			
届出番号		第 号	シンボ	シルマーク	交付				

^{*}届出者の押印は必要ありません。

届 出 に 必 要 な 添 付 書 類(1部)

- (1) 整備項目表(第2号様式)
- (2) 案内図(方位・道路・及び目標となるものを明示)
- (3) 配置図(縮尺・方位・敷地境界線・敷地内各建築物位置・敷地に接する道路の位置・各地盤面の計画高さ・アプローチ・付帯駐車場を明示したもの)
- (4) 各階平面図(縮尺・方位・寸法・間取・各室の用途)
- (5) その他区長が特に必要と認める図書
- ※ 整備項目表に記した寸法や整備事項を、配置図・平面図等に明示してください

シンボルマーク

■ マークの基準

寸 法 200角を基準とする。

色 調 ブルー若しくは黒地に白のマーク、又はその逆とする。

